

◆ 防災用照明器具の点検について ◆

防災用照明器具には、非常用照明器具と誘導灯の2種類があります。

非常用照明器具は、停電が発生した際に自動で点灯し、災害時には安全かつ速やかに避難できるよう庁舎内を一定の明るさに保つものです。また、誘導灯も火災等の災害時に屋外へ避難する手助けとなる表示灯で、避難口や避難方向を示します。

防災用照明器具は、非常時の避難誘導を支援するもので、人命に関わる大切な器具ですので、定期的な点検、保守を必ず行いましょう。



I. 防災照明器具の種類

1. 非常用照明器具

非常用照明器具は、電池内蔵形か電源別置形（蓄電池設備、自家発電設備等）かという電源の違いや光源の種類（蛍光灯、白熱灯、ミニハロゲン等）の違い等により分類されます。（詳細については、「建築物点検シリーズ8」をご覧ください。）

2. 誘導灯

誘導灯は消防法に定められた避難誘導用の標識で、大きく通路誘導灯と避難口誘導灯に分けられます。光源の種類としては、LED灯、冷陰極管、蛍光灯等があります。（通路誘導灯と避難口誘導灯を総合して誘導灯と呼ばれています。）

	器具の画像		器具の説明
通路誘導灯	 <p>LED 灯</p>	 <p>蛍光灯</p>	<p>常時点灯しており、非常時にもバッテリーにより一定時間点灯します。</p> <p>点検用スイッチ（ひも、ボタン等）が付いています。</p>
避難口誘導灯	 <p>LED 灯</p>	 <p>蛍光灯</p>	<p>*左の画像中  部分は、点検用スイッチ、モニタランプ位置を示します。</p>

Ⅱ. 点検方法

一般的な庁舎で多く設置されている「電池内蔵形」の防災用照明器具の点検方法についてご紹介します。点検は、光源の球切れと、電池の劣化の確認になります。

なお、非常用照明器具の電源別置形の場合は、専門業者に点検を依頼してください。

また、昭和60年（1985年）以前の誘導灯が設置されている場合（更新時期を超過）は、点検方法が異なりますので、保全に関する相談窓口までご連絡ください。

- ① 緑色のモニタランプが点灯していることを確認します。
- ② 点検用スイッチを操作して、非常点灯に切り替わることを確認します。
- ③ 点灯しない場合は、球切れや電球のゆるみ、器具の接続不良を確認してください。
また、専門業者に内蔵バッテリーの接続不良や劣化の確認を依頼してください。

Ⅲ. 点検のポイント

- ① 法令で定められた点検頻度は、非常用照明器具の場合は1年以内毎に1回、誘導灯の場合は6ヶ月に1回です。分電盤の分岐ブレーカを切り、非常用照明器具の場合は30分以上（長時間定格のものは60分以上）、誘導灯の場合は20分以上非常点灯することなどを確認します。
- ② 非常点灯しない、または定められた時間以内で消灯してしまう場合は、バッテリーの性能が落ちており、寿命と考えられます。
故障のまま放置しておくと法令違反となるばかりか、いざというときに大惨事になりかねませんので、速やかに電球やバッテリーの交換をお願いします。
- ③ 器具本体の交換時期の目安は、非常用照明器具、誘導灯ともに8～10年です。また、バッテリーの寿命は一般的に4～6年程度とされていますが、設置環境に大きな影響を受けますので、3ヶ月に1度を目安に点検することをおすすめします。

誘導灯を点検する際に脚立や踏み台などを使用する場合は、**転落事故にご注意願います。**



お知らせ

東北地方整備局では、技術的な協力・支援を積極的に行うため、保全に関する相談窓口を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

【保全に関する相談窓口】 東北地方整備局

営繕部 保全指導・監督室 室長補佐

TEL 022-225-2171（内線 5513）

FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所 保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015

FAX 019-605-8115

